

補聴器の購入費 助成します

上限 30,000円

対象者

1～5の要件をすべて満たしている方

- 1 補聴器購入日時点で、市内に居住し、住民登録があること
- 2 補聴器購入日時点で、65歳以上であること
- 3 **市民税非課税世帯**であること
- 4 **耳鼻咽喉科の医師**により補聴器の使用が必要であるとの**証明**があること
- 5 聴覚障害の**身体障害者手帳**を**交付されていない**こと
(申請中の方は対象外です)

ご不明な点はお気軽にご相談ください



助成金額

補聴器購入費用額
(上限額30,000円)

購入した補聴器の費用

3万円未満の場合

その補聴器の費用分を助成

例	補聴器代	1万5千円
	助成額	1万5千円

3万円以上の場合

3万円を助成

例	補聴器代	34万円
	助成額	3万円

ご注意

次の場合、助成することができません

- 補聴器購入日の翌日から起算して1年を経過した後に申請された場合
- 購入されたものが集音器、助聴器など、補聴器以外の場合
- 過去に市から補聴器の助成を受けたことがある場合

手続きの流れ

1 市に相談する

地域包括支援課 管理グループまでご相談ください。

※聴覚障害の身体障害者手帳等をお持ちの方につきましては、障がい者支援課までお問い合わせください。

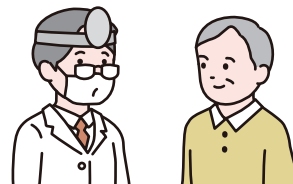
まずはご相談
ください！



2 耳鼻咽喉科を受診する

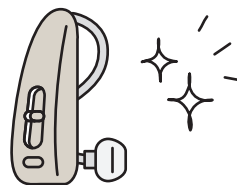
耳鼻咽喉科を受診し、医師の証明書（市指定様式）の交付を受けてください。

※証明書等の作成料は自己負担となります。



3 補聴器を購入する

使用する環境に合わせた自分に合った補聴器を選びましょう。補聴器の専門店では、上手に使うためのアドバイスや装用トレーニングなど、丁寧なサポートが受けられます。



4 市に申請する

次の3点をご用意ください。

4

申請書兼請求書

振込先口座の情報を
ご記入ください

購入した補聴器の 領収書の原本

購入日、購入者の氏名、
購入商品名、事業所名、
事業所印の入ったもの

医師の証明書

市指定の様式を
ご使用ください

なお、市外からの転入等の事情により、市川市で課税情報を確認できない場合は、非課税証明書の提出が必要です。

5 助成金が振り込まれる

審査後、決定通知書を送付します。

その後、1か月から2か月程度で、ご指定の口座にお振込みします。

